

芸術教育としての音楽教育（1）

Music Education by Art Education

塚本 宏子
TSUKAMOTO, Hiroko

はじめに

『小学校学習指導要領』が7年ぶりに、また『幼稚園教育要領』が10年ぶりに改訂され、3年間の移行措置を経て平成23年4月から施行される。またこれに先んじて、平成18年には60年ぶりに『教育基本法』が改正され、それに伴い平成19年には『学校教育法』の一部が改訂された。

平成8年の「中央教育審議会」の答申において、子どもたちに“生きる力”を、“ゆとり”のなかで育成する重要性について、様々な提言がなされ、それを受けて平成10年の『第7次改訂・学習指導要領』では、「ゆとり教育」の理念の下に“基礎・基本の徹底”を、教え込みではなく“問題解決学習の重視”として、例えば『総合学習』のような科目の展開、発展を期待したにも関わらず、現場の困惑と混乱の状態のまま“ゆるみ教育”あるいは“ゆがみ教育”との批判を受けることとなったのではないだろうか。

今回の『第8次改訂・学習指導要領』の基本理念は「……児童に生きる力をはぐくむことを目指し……」とある。このきわめて哲学的、抽象的な表現の“生きる力”を、例えば“社会における人間としての力”と考えるならば、根本的には前回の『第7次改訂・学習指導要領』と同様の基本理念であり、今日の子どもたちにおいて“最も重要なこと”として理解し得ることであろう。しかしながら“学校現場における諸情勢”、“現状の子どもたちの認識”等の共有、理解がないままに、例えば具体的には「国語」「社会」「算数」「理科」「体育」の授業時間数が、6年間で350時間程度に増加した反面、新設された「総合的な学習の時間」については200時間の減少、「音楽」や「図画工作」あるいは「道徳」「特別活動」等については、“内容”の詳細は別として“授業時間数”については、全く変更はなされていないのである。更に音楽教科において『学校教育法 第21条（9）』—「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。」と、その目標の設定に変更のないこと。また『小学校学習指導要領（音楽）』の総目標においても、改訂前と全く変更はなされていない。これらの＜目標＞は、その“基本理念の重要性”と、ある種の“普遍性”において十分に理解し得ることではある。しかしながら“現状の子どもたち”の音楽教育において、最も“重要”であり多くの成長や充実を期待できるこの時期に＜総目標＞だけでなく、目標達成の“具体的な取り扱い”についても、必ずしも“前向きな改訂”がなされたとは言い難いのではないだろうか。

＜子ども、受難の時代＞や＜心の荒廃＞といわれているこのような状況において、子どもたちの＜人間としての心＞は、どのようにして“生きていく力”を育てていくのか。このようなあり方のままで“音楽—芸術の基礎的理解”、“心の感性の基礎”は育成されるのか。“あるべき改訂”が検討されるべきではなかったのか、との疑念を払拭し得ない。

我が国の音楽教育は、今、大きな課題に直面し、そのための重要な“転換期”を迎えていると思われるし“迎える必要”があるとも思うのである。

我が国の音楽教育の流れ

学校制度、公教育としての音楽教育の流れ

我が国における『学校教育法』による“義務教育として行われてきた普通教育”の果してきた功績が計り知れないものであることは、異論のないところであろう。また義務教育化された<教育現場>の実際において、その最も具体的な指針としての種々の制度、とりわけ『学習指導要領』は、度重なる改訂をしながら、我が国の教育の在り方を“確実”なものにしてきたことも、異論のないところであろう。したがってそれらの“原点”を踏まえ、その“流れ”を的確に“把握”することは、今後の“あるべき姿”を考察する上での“基盤”となるものであろう。我が国の音楽教育を「公教育」としての“制度的な視点”から、どのような“変遷”を辿ってきたのかを論ずるところから始めたい。

明治時代の音楽教育

明治4年（1871年）明治政府はその最も重要な政策の一つとして“教育の近代化”のために「文部省」を設置し、翌年明治5年（1872年）には『学制』を公布した。ここにおいて「下等小学校（6歳～9歳）」では「唱歌」、「上等中学校（14歳～16歳）」では「奏楽」が“我が国の音楽教育の第1歩”として発足したのである。しかしながら、然るべき人材や教科書もなかったので「当分、之ヲ欠ク」とされたのである。

明治7年（1874年）愛知師範学校長となった井沢修二（1851～1917）は、付属幼稚園において、日本で最初の“唱歌による遊戯”を試みた。また明治10年（1877年）頃には、東京女子師範学校（現・お茶の水女子大学）付属小学校では、宮内省式部寮雅楽課に依頼した“保育唱歌”による授業も行われた。これらは全くの“雅楽による旋律”であって、“教材”としては不十分なものではあったが、少しずつながらも我国において、<近代的な音楽教育>の出発がなされたと思われるのである。

明治8年（1875年）から明治11年（1878年）にかけて、井沢修二はアメリカの教育制度、音楽教育の視察や研究のために留学し、帰国後の明治12年（1879年）には、文部省に「音楽取調掛」（後の東京音楽学校。現・東京芸術大学・音楽部）が設置されたのである。「音楽取調掛」設置の要請のために、井沢修二が提出した趣意書には「東西ニ洋ノ音楽ヲ折衷シ、新曲ヲ作ル事」「将来国楽ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事」「諸学校ニ音楽ヲ実施シ、適否ヲ試ミル事」の3項目が提言されており、ここから我が国における音楽教育の“実質的な研究”が開始されたと思われるのである。

また明治13年（1880年）、文部省はボストンから井沢修二の師である音楽教育家メーソン（1828～1896）を招聘し、彼らを中心に東京師範学校、同女子師範学校付属幼稚園、小学校において“唱歌指導”が実施され、これらによって内外の音楽や音楽教育に関する“研究”が急速に展開された。しかしながら明治14年（1881年）の『小学校教則綱領』においては、小学校初等科の「唱歌」設置の目標について「……凡唱歌ヲ授クルニハ児童ノ胸郭ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シテ其美德ヲ涵養センコトヲ要ス」と、その“意義”については記載されているものの「教授ノ整ウヲ待テ」とあり、実質的には、まだ“実施する”にはいたらなかったのである。

このような情勢のなかで、明治15年（1882年）、「音楽取調掛」より「小学校唱歌集」の初編が発刊された。その後明治16年には第二編、明治17年には第三編が発刊され、「唱歌掛図」の初編、続編も編集された。また明治15年から17年にかけて「音楽取調掛」によって数多くの唱歌が編纂されたのである。これらの一部には簡単な楽典や基礎練習曲、あるいは日本人の作曲した曲も含まれていたが、多くは例えば「ちょうちょ」「ほたるのひかり」「かすみか雲か」「庭の千草」等、欧米の曲に日本語の歌詞を付

けたものであった。「音楽取調掛」は、このような唱歌の編纂とともに「幼稚園唱歌集」や音楽書の出版、楽器の試作、改良、あるいは教育の現場に対応できるような「箏曲集」の編纂等も手懸けた。また『音楽取調掛』の卒業生が輩出されるとともに“唱歌”の実施は、次第に少しずつながらも「現場」にも広がっていったと思われる。

当時の我が国の「音楽教育の目的」は、明治17年（1884年）「音楽取調掛」が文部省に報告した「音楽取調成績申報要略」に観ることができる。ここでは「感化されやすい幼児期において、音楽、特に“歌曲”は最も心情を感動させるものであるから、正雅の歌を歌うと、心は自然に正しくなり、和楽の音を聞くと、心が自然に和らぐ。心をこのように正しく、邪悪から守り、身を修め、善を好すためには“歌曲を以てせば、温良純正の徳性を育成でき得るもの”である。」と記述されている。このような“道徳的側面”を強調した“目的”のあり方の根底には、当時の我が国の音楽教育の“発足時”における“教育としての位置付け”は、ギリシャ的教育思想に基づく欧米のそれと共に、江戸時代の思想、儒教的精神に裏打ちされた音楽教育観、つまり「芸術としての音楽教育」ではなく「徳育教育の一つ」としてのあり方そのものであったと思われる。そしてこの明確な「徳育教育」としてのあり方は、我が国の「音楽教育のあり方」の「基本的な考え方」として、その後も半恒久的に“踏襲”されたのである。

明治19年（1886年）、明治23年（1890年）に『小学校令』が改正されたが、教科としての「唱歌」についての設置の有無は、各学校の“任意”に留まっていた。また同年の改正において、すべての教科書は文部省の“検定”を経ること、つまり「教科書検定制度」が確立し、音楽教科書もその適応を受けることとなったのである。

明治22年（1889年）『大日本帝国憲法』の発布に伴い、“国家主義体制”が確立されるなかで、明治23年（1890年）には「教育ニ関する勅語」いわゆる『教育勅語』が制定された。さらに明治24年（1891年）『小学校教則大綱』が改正され、その第10条には「唱歌ハ耳及発声器ヲ練習シ、容易キ歌曲ヲ唱ウルコトヲ得セシメ、兼テ音楽ノ美ヲ辨知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」と、音楽教育の目的は、常に“徳育”“徳性の涵養”と謳われたのである。したがって文部省は「小学校祝日大祭日儀式規定」に伴い、祝祭日に相応しい唱歌を合唱することを定め、明治26年（1893年）にかけて「君が代」「一月一日」「元始祭」「紀元節」「天長節」等の「祝日大祭日儀式用唱歌」が選定された。このような「徳育に直結した音楽教育観」はその後、明治33年（1900年）の法令「小学校令施行規則」の第9条「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱ウルコトヲ得シメ、兼テ美感ヲ養イ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」を経て、なお永きに亘り、我が国の「音楽教育の基本的目標」として、受け継がれていったのである。

このような動向のなか、明治27、28年（1894、5年）の日清、日露戦争以後、数々の戦争において「唱歌」は、いわゆる「軍歌」として国民の“戦意昂揚”のために利用されるところとなる。明治20年（1887年）代から明治30年（1897年）代において多くの「検定音楽教科書」が作られたが、なかでも井沢修二が編纂した「小学唱歌」では、「金剛石」「川中島」「鉄道唱歌」等、他の教科、例えば「国語」「地理」や「歴史」との結びつき、あるいは「修身」の科目を補填するような内容のもの、また「勇敢なる水兵」のような文部省・検定済の「軍歌」が掲載され、広く歌われるようになった。このように「唱歌」は、また更に“新たな側面”を付加されたのである。しかしながら一方では、明治33年（1900年）納所弁次郎・田村虎蔵（1873～1943）編纂の「幼年唱歌」「少年唱歌」等の「唱歌集」には、従来の“文語体”のものだけでなく、滝廉太郎の「お正月」「鳩ぽっぽ」のような言文一致の“口語体”での作品も掲載された。このような“言文一致”の動きに対して、一部には根強い反発もあったが、当時において“唱歌”を“より一般的”にした意義と功績は、高く評価されるべきであろう。また明治35年（1902年）「教科書疑獄事件」が勃発、多くの教科においては、教科書は“国定教科書”となったが、「唱歌」

は従来どおり“検定教科書”のままであった。更に明治40年（1907年）『小学校令』が改正され、尋常小学校は6年間の義務教育となり、それに伴って明治43年（1910年）には「尋常小学読本唱歌」が出され、明治44年（1911年）から大正3年（1914年）にかけて、この「尋常小学読本唱歌」を抜粋、選別した学年別の「尋常小学唱歌」（全6冊）も発行された。その中には現在でも＜共通教材＞として扱われている「虫のこえ」「春がきた」「春の小川」「もみじ」「冬げしき」「ふるさと」「われは海の子」等も掲載されている。これらの曲は①日本人の作曲による②ヨナ抜き音階による③作曲は西洋技法による等の特徴があり、これらはその後の＜文部省唱歌＞の一つ方向を示すものとなったのである。

大正時代の音楽教育

第1次世界大戦後のいわゆる＜大正デモクラシー＞よばれる時期に、あらゆる分野、特に思想、文化、教育における自由主義的、民主主義的な“気運”の中での“大きな動き”、つまりドイツを中心として興った＜芸術教育思潮＞の波は、我が国の音楽教育にも多大な影響を及ぼした。それまでの偏重された音楽教育観への批判を含め、幼児、児童等の感覚に対応した“歌作り”、つまり＜歌唱＞のみではなく、＜鑑賞教育＞、＜創作教育＞をも取り入れるような音楽教育のあり方が、主張されるようになったのである。

大正7年（1918年）鈴木三重吉（1882～1936）等は、それまでの“子どもたちの読み物”に対する“鋭い批判”をもって、子どものための＜児童文学＞の創造活動の一環、つまり＜童話＞に対応する＜童謡＞として、童話雑誌「赤い鳥」を出版し、西条八十作詞、成田為三作曲の「かなりや」が＜童謡＞として掲載されたのが、その発端であった。この「かなりや」は、今でいう“大ヒット曲”となり、これを契機に＜童謡運動＞＜芸術的童謡運動＞が、まさに怒濤の如く展開されることとなったのである。

翌年の大正8年（1919年）10月「赤い鳥・童謡第一集」が発行され、北原白秋（1885～1942）を中心に明治以来の西洋的、唱歌中心の教化的教育への批判として＜わらべうた＞に重点をおいた＜芸術歌謡としての創作童謡＞が、山田耕筰（1886～1965）中山晋平（1887～1952）小松耕輔（1884～1966）等の作曲によって掲載され、その後数多くの＜童謡＞発表された。例えば「からたちの花」「ゆりかごのうた」「待ちぼうけ」「この道」「ペチカ」「城ヶ島の雨」等は、今なお広く人々に歌われているのである。また同年11月には「赤い鳥」の＜童謡運動＞に呼応して、童話・童謡雑誌「金の船」（後に「金の星」に改名）も創刊され、野口雨情（1882～1946）を中心に、「七つの子」「十五夜お月さん」「あの町この町」「証々寺の狸囃子」等が、本居長世（1885～1945）、弘田龍太郎（1893～1952）等の童謡作曲家によって、世に送りだされた。まさに＜日本の愛唱歌＞の誕生であり、『童謡の全盛時代』の到来であった。

このような童話・童謡雑誌「赤い鳥」「金の星」の発刊による＜童謡運動＞の大きな動向は、一般国民・大衆の大きな反響、要望もあって、詩人や作曲家の“新しい我が国の子どもの歌—童謡の創造”をこえて＜子ども観＞＜音楽教育観＞への提言にまで至ったにも拘わらず、つまり“子どものような純真な精神に立ち返って、子どもの立場にたつて物事をみつめ、それらを子どもの言葉で表現している”のが＜童謡＞であるという考えのもとに、数多くの童謡が提供されたのも拘わらず、これらの＜童謡＞はごく一部「靴が鳴る」「背くらべ」「夕焼け小焼け」等の10曲余が検定に合格しただけで、唱歌教材は依然として「尋常小学唱歌」によるものであったのである。

大正デモクラシーにおける＜芸術教育思潮＞の最も顕著な形での＜童謡運動＞は、我が国の音楽教育の歴史において“画期的”なものであったし、また我が国の音楽教育の一つの“方向性”を示すものであった。このように＜音楽＞と＜教育＞は、謂わば＜民間主導＞で自主的、創造的に展開、発展されるべきであった。しかしながらその後の昭和初期・ファシズム期の＜軍国主義の潮流＞は、北原白秋・山

田耕作の彼等をもして「大陸日本の歌」等を作らしめるような、文部省選定の「日本国民歌」等に記載されるような、つまり“戦争讃美の軍歌”を作らしめるような形に、望むべきもない方向ともに“変容と終息”をさせてしまったのである。

昭和・初期時代の音楽教育

“世界恐慌”等の多大な“社会的不安”を抱えつつ出発した<昭和>は、<音楽>においては、それらの社会情勢を反映して、退廃的、卑俗的な、いわゆる“大人の歌—歌謡曲—流行歌”が主流となっていた。このような“流行歌の一世風靡”は、“子どもたちにとって、極めて非教育的ではないか”と懸念する動きが高まり、昭和4年（1929年）東京音楽学校の主催する「音楽教育研究大会」においては“学校音楽・唱歌科のあるべき姿”の検討とともに、「民謡調の小唄や流行歌に俗されることなく、学校音楽、特に<唱歌>においては、正しい歌詞と純粋な旋律を確立すべきである。」との主張を、文部省へ提言するまでに展開された。これらの動きをうけて、昭和5年（1930年）文部省は「高等小学唱歌」を発行し、昭和7年（1932年）には、20年余を経た「尋常小学唱歌」を改訂して、「牧場の朝」「スキーの歌」等を入れた「新訂尋常小学唱歌」を発行した。更に5年後の昭和10年（1935年）には、「高等小学唱歌」も「新訂高等小学唱歌」として改訂、発行したのである。

昭和初期の政治的、経済的不安は、更に怒濤の如く押し寄せた“軍国化の波”とともに、“すべてが皇国のための国民育成”という<教育観>に集約されることとなり、このような“国粹主義”“超国家主義”的<教育観>は、昭和16年（1941年）『国民学校令』によって、鮮明に位置付けされることとなったのである。音楽分野においては明治5年（1872年）に『学制』が公布されて以来、永きに亘っていた「唱歌」は「芸能科音楽」として<国民学校>における<芸能科>の一教科となったのである。「芸能科ハ、国民ニ須要ナル芸能技能ヲ修練セシメ、情操ヲ醇化シ、国民生活ノ充実ニ資セシムルコト」にあって、音楽の教科目標としては「芸能科音楽ハ、歌曲ヲ正シク歌唱シ、音楽ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養イ、国民的情操ヲ醇化スルモノトス」と明記されたのである。つまり「芸能科・音楽」は、皇国の民として相応しい国民生活を充実させるためのもの、“修練”されるべきものとして、位置付けされたのである。したがって、音楽の教科書も“検定”であったものが、他教科と同様に“国定”となり、“軍国主義的内容の濃い教材”が<唱歌>を中心に展開された。「戦友」「特別特攻隊」「満州の広野」等の<軍歌>が、広く歌われたのである。また当時の巷間では、「日本音楽文化協会」の創立、音楽之友社の雑誌「音楽之友」の創刊、「日本交響楽団」の発足等の動きもあったが、「音楽挺身隊」の結成や「米英音楽禁止令」等の極めて反動的な動きに、その活動も強く制限され、やがて弱体化しながら“国家主義的な音楽活動”の“嵐”包括されていくのである。

その後「芸能科・音楽」においては、新たに<鑑賞>や<器楽>の指導、昭和20年（1945年）には<イロハ階名唱法>が制定され、初歩の<楽典>の指導も実施できるようになったが、実際にはこれらの“すべて”が、戦争の激化と継続、“国粹主義”の怒濤のなかで“音楽教育のあるべき姿”は、全く顧みられることなく“歪み”を包含したまま、終戦を迎えるのである。

昭和・終戦後の音楽教育

多くの犠牲の累積の上に、昭和20年（1945年）8月<ポツダム宣言>受諾による「終戦宣言」がなされ、連合軍の占領下の混乱のなか、まずは<教育改革>が着手された。そして1ヶ月後の9月には「新日本建設ノ教育方針」が文部省から発表されたのである。その第1項には「……軍国主義思想及ビ政策ヲ払拭シ、平和国家ノ建設ヲ」と謳われ、“超国家主義、軍国主義教育の排除、民主的、平和的な国家

樹立のための教育”という我が国の＜教育方針の大転換＞が示されたわけである。

音楽分野においては“皇国ノ道”に寄与する「芸能科・音楽」ではなく、“人類に愛と平和、平和と協調における人間生活の基本を全うするための、文化を尊重し国民の情操陶冶に寄与する＜音楽教育＞を推進しなければならないということ。”そして“音楽教科は、子どもたちが平和に円満に成長していくための、欠くべからざる教科である。”という考えが明示された。そしてこの＜新教育方針＞の趣旨に則り、他の教科と同様に「兵たいさん」「軍旗」「日本海海戦」「海ゆかば」「空を護る」等の教材を“削除”した「暫定教科書」（音楽）を活用するところから、＜教育改革＞の一步が実行されたのである。

昭和21年（1946年）「米国教育使節団・報告書」を受けて、文部省は教育制度、教育内容の民主化、児童、生徒等の人格の平等、尊重等を全面的に打ち出した「新教育指針」を発表したのであるが、その中に＜音楽＞と＜芸術＞に関する“注目すべき一文”がある。「音楽は、芸術の本質としての美を追求するものの1つである。多くの音はそれぞれの固有の高さや強さや長さを保持しながら、全体として統一、調和される中で、美しい調子（リズム）と美しい旋律（メロデー）をあらわすものである。したがってこの＜統一と調和＞こそが、民主主義社会における＜秩序と協力＞、つまり個々の人が自分の個性を発揮しながら、社会としての秩序の中で平和な生活を営むものと、同様の原理に基づくものである。」との主旨であった。このようなく＜教育改革＞の意図をもって、昭和22年（1947年）『教育基本法』『学校教育法』が公布されるとともに『学校教育施行規則』が示され、我が国最初の『学習指導要領・音楽編』（試案）が公表されたのである。

その＜まえがき＞のなかには、軍国主義下の音楽教育とは“大きく転換”された、これからの“音楽教育のあり方”“学校音楽のあり方”つまり＜音楽は芸術である＞＜音楽教育は芸術教育である＞という“理念”が明確に謳われてあり、それとともに、次の6項目の具体的な指導内容が示されたのである。

- ① 音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う。
- ② 音楽に関する知識及び技術を習得させる。
- ③ 音楽における創造力を養う。（旋律や曲を作ること。）
- ④ 音楽における表現力を養う。（歌うことと楽器をひくこと。）
- ⑤ 楽譜を読む力及び書く力を養う。
- ⑥ 音楽における鑑賞力を養う。

“音楽の本質とは何か”或いは“音楽芸術と他の諸芸術との区別”“音楽芸術としての特性を、どのように教育として成立させるのか”等、重要な考察は、別稿に譲らねばならないが、終戦後の占領下の混沌とした状況ではあったが、この状況、段階において「音楽教育を芸術教育である」と明示したことは“最も重要な認識”として高く評価し得るものであると考える。つまり“国民的情操ノ醇化”や“徳性ノ涵養”ではなく“音楽教育を、音楽美の理解・感得によって、高い美的情操と豊かな人間性を養うために、“音楽の本質”から立ち向かい“手段”ではなく“目的”そのものとして把握したからである。

このように、我が国最初の『学習指導要領・音楽』は、極めて“画期的”“斬新的”なものであったが、具体的にはその大きな“特徴”として、次の3点を掲げることができる。

（1）「新音楽教科書」の内容について

とりあえず、軍国主義的、国粹主義的な内容を一扫した教材を掲載した「暫定教科書」ではあったが、“児童が興味をもって、生活や遊びを通して、学びとらせることを主眼”として選定された。例えば小学校・1学期の教材は「みんないいこ」「ちょうちょ」（1年）「くつがなる」「よあけ」（2年）「春の小川」「池のこい」（3年）「かすみか雲か」「かえるの合唱（4・輪）」（4年）「こいのぼり」「夏は来ぬ」（5年）「おぼろ月夜（2・合）」「歌をわすれたカナリヤ」（6年）等である。

これらの教材には“伴奏譜”が添付されており、ハーモニー感の基礎付けや器楽学習への関心が深められるような取り扱いがなされている。また<歌唱指導>においては、昭和21年（1946年）の<階名唱法>についての通達により、<ドレミ階名唱法>の推進による<移動ド唱法>の導入、長音階を中心とする音階の理解等、<楽典>の初歩としての<音楽の知識の学習>も含まれていた。また現状の子どもたちには、実際に触れたり経験することのできない楽器や、オーケストラの合奏の写真や挿絵、あるいは作曲家の肖像等が多数掲載され、子どもたちの“興味”をより促進するようなものとなっていた。

(2) 「器楽教育」への関心のこと

この最初の『学習指導要領』の提示により、教科の名称は従来の「芸能科・音楽」から「音楽」となって、今までの<唱歌>中心の学習内容は、「唱歌」「鑑賞」「創作」の3領域に拡大され、それぞれの各領域についての指導内容等の研究が深まるなかであって、とりわけ<器楽分野>への関心は著しいものがあつた。

<学校教育>における音楽教育のあり方を、ヨーロッパのそれに基づくものとしたならば、そこには“近代化”を目指してきたヨーロッパ社会の“人間観”“社会観”における<音楽観—文化観>があると思われる。民主化に伴う“人間性”の更なる“解放”は、例えば中世における<ポリフォニー中心の音楽>ではなく、<和声><ハーモニー>に表される“協調の美”への追求とすれば、<唱歌>つまり人声のもつ音の高低、音量、音色等の比較や限界において、<器楽>は十分に豊かな“表現能力の可能性”をもつものであり、それらが<器楽>の大いなる発展を促してきたのも当然のことと考えられる。したがって、新しい音楽教育において<器楽教育>に関心が向けられたのは、全くの“必然性”もあつたかもしれない。しかしながら<器楽教育>においては、また更に“演奏技術の必然性”も問われてくることになった。ここにおいて<簡易楽器>の導入とその一般化の“必然性”もあつたのである。つまり簡易楽器の取り扱いの容易さ、簡便さは、経済的なことや時間的なこととともに、何よりも“特別の訓練”なしに、子どもたちには<身近な楽器>として体験し得るものなのである。音楽の発達過程からも、単純、素朴な楽器の扱いから、音楽の“創作”の一步を踏み出させようとする<創作領域>への“発展”を期待できるからである。したがって昭和23年（1948年）に文部省から発行された「合奏の本」には、このような簡易楽器の取り扱いの教育的意義とともに<リズム楽器>から始め、学年を追うに随って“旋律や和性を演奏できる楽器”を加えて、音楽的にも豊かな展開ができるように“教材化”されたものであつた。ここにおいて、永きに亘る<唱歌教育>中心の音楽教育から、“器楽”も取り入れた<器楽教育の柱>が立てられたのである。

(3) 「音楽教科」としての新しい教育法のあり方

子どもの生活、子どもの実態等、子どもの“欲求”や“意欲”を、教育の中心に位置付けようとした戦後の<新教育>においては、当時のドイツを中心とする<新教育運動>における<カリキュラム改造運動>のひとつとして注目されていた<コア・カリキュラ>の理念に基づく<単元学習>という教育方法が、積極的に研究され、取り入れられた“背景”がある。「音楽科」における「単元学習」の実際は、例えば①音楽の要素（リズム、旋律、和声）②音楽の形式や様式 ③楽器の音色 ④音楽の解釈等、これらの教材を一つのまとまりとして教育をしていく<教材単元>、あるいは例えば「音楽会」の開催を目的として選曲し、その曲に関連する鑑賞曲を聴くこと、演奏のための技術や知識を習得すること等の“音楽の基礎”を身に付けさせるような<経験単元>等、“多くの試み”がなされた。このような「単元学習」の導入は、それまでの<教材観><教育方法>等の理念とは全く異なり、“子どもの実態”をその<生活>という“生きざま”のなかで捉え、それらをどのように<音楽教育>として発展させていくか。という<単元>の設定の仕方であり、<音楽の系統学習>を基本に置いている点では、<音楽>と<教

育>を、<原点>から把握している点においても、大きく<教育改革>であったと考えられるのである。

昭和23年（1948年）『教育勅語』が無効化されたことによって、戦後の<教育改革>は、まさに怒濤の如く“民主化”に向かって“勢い”を増していた。しかしながら一方“反ファッショ”の動向は、資本主義社会の崩壊を予測するまでに発展した“勢い”となり、これらの“国際事情”に呼応して、我が国においても“労働運動”を中心とする資本主義大国・アメリカへの対立的な“大衆運動”が高まってきたのである。ここにおいて政府は軍事をも含む政治、経済、文化、教育にいたるすべての分野において、まさに反動的な行政、施策を断行し始めるのである。

昭和25年（1950年）「第2次・米国教育使節団報告書」は、その後の我が国の教育を大きく方向付けるものであった。そこには“将来における共産主義対抗への日本国民の果たすべき役割”が明示されていたのだ。つまり“終戦後の<新しい教育>は、教師が単に学問の研究や技能を伝達するだけで、国民の円満な発達に必要な精神的支柱としての道徳的徳性の発達を促進するものではなかった。”との批評とともに、「道徳教育」の必然性を鋭く勧告するものであった。これによって終戦後の<新教育>の民主的方向は“教育の反動化”とされ、また更に新たな“方向転換”を余儀なくされることになるのである。

この“方向転換”は、昭和25年（1950年）「学習指導要領・改訂」（第1次）において示されることになった。この改訂では学校音楽の目標は「音楽経験を通じて深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円満な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養をたかめる。」とされ、音楽の学習を通じて①自由の精神の養成 ②他人の人格に対する尊敬心の養成 ③責任を果たすことの実践 ④協力心の養成 ⑤民主的生活経験の発展 ⑥余暇の善用等の資質向上に寄与すること。つまり<音楽の学習>はこれらの<道徳的教育>の目的達成のために“有効に参与し得るべきもの”としているのである。したがって教科書においても、改訂の趣旨を受けて「雅正」「純正」を基準とした教材が、まさに明治以来の脈々と繋がる<国民学校一芸能科・音楽>の流れを“彷彿”させるようなものであった。また同年には、道徳教育の一環としての意味の濃い「君が代」が“音楽の授業において、斉唱すること”が<通達>として出されたのである。このことは<君が代・論争>として今日に至るまで、多くの議論をもたらすことになるのである。

<徳育>としての“道徳教育の裏打ち”のような性格を帯びた<学校教育>は、昭和33年（1958年）の第2次『学習指導要領』の改訂によって、更に“強固”のものになったのではないだろうか。つまりこの改訂の趣旨の一つは<新しい教育課程>を、<基準>ではなく<編成>として<法的拘束力>をもたせたこと。二つには道徳教育を“徹底”する必要があることである。したがって「小学校音楽 指導書」を要約すれば、音楽科の目標は“雅正、純正なる教材をもって音楽活動をし、豊かな音楽経験から繰り返し得られる美的情操をもって、人間形成に資すること。”を強調する必要があることである。つまり<学校音楽の目標>は<美的情操>において、好ましい日本人の育成のために、音楽を通じて、音楽を<手段>として、子どもの精神的態度、徳性のある人間形成のための、<音楽教育>であったのである。そこにあるのは、まさに<道徳教育>の一環としてのそれであって、<芸術としての音楽教育>への思想は、一片たりとも望むべきものではなかったことである。また第2次改訂が“法的拘束力”をもったことにより、特に<器楽教育>においては“やらねばならない”という“必要性”から、現場においては、簡易楽器を含む“教育用楽器”の扱いと普及が強く望まれるようになったのである。本稿の主旨ではないので詳細は避けるが、現場の要請に伴い、楽器業界は例えば“簡易楽器による音楽生活の指導”等のテーマによる研究会、あるいは器楽を中心とした「音楽教室」による市場進出等、現場や行政への働きかけも含めて、未曾有の活気と繁栄を、極めるところとなったのである。

このような《器楽教育時代の到来》と呼ばれた動向は“音楽の生活化”“音楽の大衆化”として評価し得るものではあったが、実際の“現場”においては“演奏技術の指導”が中心となって、子どもの〈心の表現〉にまで至らないまま、メカニック偏重による“音楽嫌い”の傾向を生み出しことも、事実ではないだろうか。

楽器業界が、〈学校音楽における器楽教育〉に大きな影響を及ぼしている頃、昭和32年（1957年）「音楽教育の会」が結成された。この会の主張する〈わらべうた教育〉もまた、その後の我が国の音楽教育に大きな影響を及ぼすものであった。

戦後の我が国の音楽教育は、従来のそれへの批判と反省の上から、〈音楽は、本来芸術である〉という〈芸術教育としての音楽教育〉の方向性を打ち出したにも拘らず、“ここに至っては、技術偏重等による子ども不在の音楽教育である”という、更なる批判と反省により、「音楽教育の会」は子どもたちに“音楽するよろこびを教えよう—生命力を育てる音楽教育”との趣旨を掲げ発足した。つまりそれは子どもたちが、最もよろこび、たのしみながら〈歌う〉ことのできる原点を〈わらべうた〉に求めたのである。そして当時ドイツのオルフ（1895～1982）やハンガリーのコダーイ（1882～1967）の音楽教育が“わらべうた”よるものであったこと。また小泉文夫（1927～1983）等における“日本伝統音楽への研究”の画期的な成果の視点を踏まえて、〈わらべうたを出発点とする音楽教育〉の体系化に取り組んだのである。

“わらべうたによる音楽教育”の詳細については別稿に譲るとして、ここでは彼らの運動の“教科書の草案作成”の過程における〈表出〉と〈表現〉についての“考え方”に注目したい。彼らの考え方は、〈わらべうた〉を教材化するに際して「教材として、子どもが好んでよるこんで歌うことのできる歌のみを選曲していると、子どもたちは、確かにのびのびと開放的にたのしんで歌うだろう。しかし音楽としての技術や知識の軽視が起こるのではないか。音楽教育としての体系化を考えるには、まず子どもが音楽活動においても、美術分野での“なぐりがき”（これを—表出活動—とし）のような生き生きとした状態から、自らがより高いものを欲求してくるような状態になった時、例えばもっと美しく歌いたい、合唱もしたいというような状態になった時（これを—表現活動—とし）、ここに学習のすすんだ段階としての経過を、授業方法として展開する」というものである。このような〈表出—表現〉の概念を〈音楽教育の授業方法〉において位置付けたことは、極めて画期的なことであろう。また“教材曲の選択”が重要な意味をもつことになるが故に、“子どもの欲求”を深められるような教材を求めて、〈わらべうた〉に注目したのも“必然性のあった帰結”と思われるのである。

昭和33年（1958年）、第3次改訂の『学習指導要領』が公示された。この改訂における最も特徴的なことは「……生活の中に音楽を浸透させて、うるおいや豊かさをもたらすために、各学年に共通に歌ったり聞いたりする具体的な曲目を示す」ために。との理由で〈共通教材〉が導入され、各学年に歌唱教材3曲、鑑賞教材3曲が選定されたことである。

〈歌唱〉における〈共通教材〉選曲の観点は“児童に親しまれているもの。しかも家庭や社会において、おとなとともに歌える親しみのあるもの。”“音楽の生活科ということを意図したもの。”ともされている。しかしながらこれらの選曲を概観すると、大半が〈文部省唱歌〉の中から選曲されており、“親しみ”だけではなく、文部省唱歌として“郷愁”を促すもの、日本人としての“ある種の情操”を喚起するものであり“世代を超えて”日本人としての“ある種的人格陶冶”に寄与するものである。とも思われる。これらの選曲が果たして、子どもたちの心情に迫り、それらの心情を揺り動かし〈感動〉を促すものであるだろうか。〈共通教材〉の提示はその後の〈文部省唱歌〉のあり方をも含めて〈君が代〉と同様、大いなる“議論”の対象となっていったが、ここにおいてもむしろ〈道徳教育〉としての

側面を強く感じ得ても、＜芸術としての音楽教育＞の姿は少しも感じられなかったのである。

昭和・後期時代の音楽教育

昭和35年（1960年）代に入り、「経済同友会」等による＜産学協同＞の気運は、やがて政府の「経済審議会」の報告書「経済発展における人的能力開発の課題と方法」の＜人作り＞構想となって具体化され、「中央教育審議会」の教育政策としての＜期待される人間像＞にまで発展されたのである。ここにおいて、戦後のあるべき姿としての＜教育改革＞の意義は、更に歪められた方向となり、人間としての個性や権利を無視して“能力”に応じた教育、訓練という“名目”において、実際には企業の要請に適合する、企業の利潤追求のための“労働力”としての＜人材育成＞を目的としたものであった。このような“能力主義”への指向が高まるなか、昭和43年（1968年）、第4次・改訂『学習指導要領』が告示された。音楽科においては「音楽性を培い、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う。」との総目標とともに、具体的目標として新たに＜基礎＞というが導入されることとなったのであるが、この改訂において、初めて＜音楽性＞という文言が掲げられた。

＜音楽性＞とは何か。ここでは＜音楽性＞は＜音楽的諸能力＞の総括。つまり“感受性”としての＜音楽的感覚＞をリズム感、旋律感、和声感、速度感、強弱感、音色感等であるとし、＜感受性＞が＜音楽性＞の＜基礎＞であり、それらを表出するためのものとして＜技能＞があるとしているのである。またこの＜音楽性＞を培うための具体的な目標として「音楽的感覚の発達を図るために聴取、読譜、記譜等の＜能力＞を育て、楽譜についての理解を深める。」としている。このように音楽教育における＜基礎＞を“楽譜を理解するための＜能力＞を育成すること。”と解釈するならば、例えば“フレーズの感じ取り”“調性の聴き分け”や“ハーモニーの進行”等は、個々の音楽の要素とその＜技能学習＞を意味することになるから、それは＜音楽の内容＞とどのように適合されるのか。つまりここでいう＜基礎＞は、＜事項＞として＜パターン化＞して教育し得るものであって、それらを＜能力＞として把握できること、それらを＜訓練＞や＜特別教育＞として“積み上げること”によって“教育効果”を高めることができるだろう。したがってそれらを＜音楽的感覚＞としての＜基礎＞とするならば、そこには自づから“選別”“優劣”等の意識が生じ、如いてはそれは、＜音楽感覚の発達＞の“遅滞”を意味しかねないことにならないだろうか。

また、この改訂の趣旨を踏まえ、「鑑賞」「表現」「歌唱」「器楽」「創作」に、新たな学習領域「基礎」が設置され、より体系的な指導が望まれたのであるが、実際には例えば「基礎」領域における“リズム指導”において、音楽科の＜基礎＞の中でその指導の核となるものが、リズムの指導であり、その指導の導入として、最も指導効果を期待できるのが“リズムの模倣打ち”であるとしても、またそれらを“簡易な”ものから“複雑な”ものに発達的に身に付けたとしても、それを“教材”として、＜芸術としての音楽作品＞を、端的にいうならばその楽曲における“リズム・パターンの理解”をしたところで、音楽作品としての＜内容＞や＜感動＞が“享受”できた。といえるわけではないと思われる。ともすれば“ソルフェージュ”中心の授業のまま、その“学習効果”としての“音楽学習”に滞っていたとしたら、それはまた、＜音楽教育の本質＞そのものを見失っていることになるのではないだろうか。

＜基礎＞を＜要素＞として解釈することの問題性、例えば「基礎領」の＜和声＞は＜分散和音唱＞や＜単音抽出唱＞等繰り返し身に付けたところで、音楽作品の中における“ハーモニーの美しさ”や“感動”に至るまでに＜教材＞を展開することは、極めて“困難”であるという“現場”の混乱は、「基礎領域」と他領域とのあり方をどのように“関連”させるかという“課題”にまで発展し、昭和52年（1977年）の第5次・改訂『学習指導要領』においては、具体的な指導内容が全面的に精選され、新た

に「表現」と「鑑賞」の“2領域”に“整理・統合”されたのである。

ここでの〈表現活動〉としての「表現領域」は、〈歌唱〉〈器楽〉〈創作〉の3領域を包含したものである。音楽における〈鑑賞活動〉は、換言すれば“音楽的なものを、外から内へ、享受すること。”であり、〈表現活動〉は、児童の心の中にある“内的な音楽的なもの”を、歌唱や器楽の“演奏”あるいは“身体”を通じて“表出”“表現”することである。これらの“音楽的表現活動”のための〈基礎〉として、音楽の〈要素〉の内容が取り扱われたのである。したがって“音楽の鑑賞”においても、それは音楽の“美しさを享受”し“主体的に感得”するためのものであり、音楽活動のあらゆる“場面”において、なされるべきものであるから〈鑑賞〉の〈基礎〉は、Appreciationよりも、Listening Activitiesとして把握すべきであろう。児童は音楽の〈要素〉を手掛かりにして、豊かなListening Activitiesの展開がなされることによって、その“音楽的鑑賞活動”の発展が促進されるべきものであろう。

またこの改訂においては“音楽を愛好する心情を育てる。”という目標と共に、“音楽経験を生かして、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。”という、所謂〈音楽の生活化〉が強調されると共に、また種々の議論が解決されないまま、「君が代」が「国歌」として“規定”されたことも“特徴的”なことであった。

平成時代からの音楽教育

平成における我が国の〈教育〉は、国際化や情報化の進展、科学技術の極限に近いとも思われるような発展やそれに伴う地球環境の問題、高齢化、少子化の進行等“社会や環境”の急速な変化は、今後ともに、その著しい“変化”に“対応”しなければならない〈最も重要な状況〉にあるといえるだろう。このようななかで、〈自己教育力〉〈国際化〉〈生涯学習〉等のキー・ワードを得て、〈学校音楽〉における“改革”は、どのように進められていくべきであろうか。

平成元年（1989年）、第6次『学習指導要領』の改訂が告示された。「音楽科」における〈改訂点〉の幾つかを掲げると。

- ①〈音楽性〉は「音楽性の“基礎”を培うとともに……」となり、新たに〈音楽に対する感性〉が付加されたこと。
- ②学年目標は、各2学年毎の低、中、高学年にまとめられ、学校や児童の“実態”に応じた弾力的な実施が可能となったこと。
- ③共通教材の「歌唱」においては、各学年とも1曲が増加され、4曲のうち3曲を選択することとなり、各学年とも〈くわらべうた〉や〈日本古謡〉を含めることとなった。また「鑑賞」については〈日本伝統音楽〉について、さらに“重視”された選曲となったこと。

これらの具体的な指導内容の改訂とともに〈自己教育力〉つまり“自ら学ぶ意欲”と社会の変化に“主体的に対応”できるための“基礎的、基本的な内容の指導を徹底する”という今回の改訂の趣旨に沿って、音楽科の総目標も「音楽性の基礎を培うとともに……」と示されたのである。ここでいう〈音楽性〉とは、従来と同様の考え方である。音楽的な感覚、表現する技能、音楽活動をするための知識、理解等の“総称”。つまり“音楽的諸能力を総括したもの”であり、〈音楽性〉を音楽的能力の上位概念として解釈しているものである。また〈能力〉とは“あることを行う力”であるとするならば、“練習”或いは“訓練”によって、段階的に到達し得る〈可能な力〉であるから、〈音楽性〉は“現段階及び可能性としての〈音楽的諸能力〉を総括したもの”といえる。また〈能力〉は“受容性”と“活動性”の両側面を持っている。と解釈すれば〈音楽的能力〉は“音楽的感受性を受容”し“演奏技能としての活動性を持つ”ものであるといえるだろう。つまり“リズム感や旋律観”“和声感”“速度感”“強弱感”

“音色感”等の＜音楽的感性＞が＜心にあるもの＞を＜演奏＞として、いかに表現するかといふ技能＞のみではなく＜音楽的感覚を基礎＞とした＜音楽的感性＞が重視されなければならないと考える。したがってそれらは、＜基礎・基本＞としての＜技能の習得＞ではなく、つまりソルフェージュ的な発想から“育成”されるものではなく、まさに＜芸術的感性に裏打ちされたもの＞でなくてはならないのである。

第7次『学習指導要領』の改訂は、激動する社会情勢、国際情勢等、或いは児童をとりまく、嘗て経験したことのないような“変化”の中で、児童等が“これから”を、“生きる力”をどのように“育んで”いくべきかの“意図”をもって、平成10年（1998年）に告示された。具体的には改訂の趣旨に沿って、週休2日制の完全実施にともなう＜ゆとり＞の確保のために、音楽教科を含むすべての教科における“学習内容の精選”と“年間総授業数の大幅縮小”。それらに替わる＜総合的な学習の時間＞の新設等が示された。

ここにおける音楽科の改訂点については、次の拙論文との関係から、ここでは詳細を避けその要旨と要点を抽出するに止めたい。

- ・総目標において、その定義も難しく、現場においても少なからず混乱の続いていた＜音楽性＞ということばを＜音楽活動の能力＞と改めた。
- ・指導内容は、39項目から30項目に精選された。
- ・「器楽」で扱う楽器については、具体的な指示はなく自由な取り扱いになった。
- ・＜創造的な学習活動＞のために＜表現活動＞を中心に、発達段階に応じた指導をするように体系化された。
- ・児童がすすんで音楽を聴き、その良さや美しさを感じるように＜鑑賞活動＞における指導内容が精選された。
- ・＜共通教材＞における＜歌唱＞については低・中学年においては4曲中3曲を、高学年においては4曲中2曲を選曲し、各地方の＜わらべうた＞や＜民謡＞等を積極的に取り入れること。また＜鑑賞＞については＜共通教材＞の指定を廃止し、児童が諸外国の種々の音楽を含めて、多様な音楽に親しめるように教材を選択すること。
- ・教材はすべての領域において、学校、児童の実態に即して弾力的に扱い、年間の取り扱い曲数等は示さない。等の改訂点が「音楽活動の基礎的能力の育成」という具体的目標と共に掲げられている。

また「各学年の目標」においては、“生涯にわたって、音楽に親しむようにするために”“楽しむ（楽しさ）”“明るく、潤いのある”“進んで”“生かして”“意欲を高め”“創造的に”“喜びを味わう”というような＜音楽への関心、意欲、態度＞についての＜ことば＞、つまり極めて＜心情的な表現＞と思われる＜ことば＞が、頻繁に使用されている。このような内容の深い数多くの＜ことば＞からも考察できるように、児童の実態を把握し、主体的に音楽活動に参加できるように＜音楽的環境づくり＞、或いは＜授業づくり＞において、各学校・現場に課された“役割”は、あまりにも“重要且つ膨大”なものであると思われるのである。

おわりに

今、我が国は、「学校教育」のみならず、「教育的分野」のみならず、子どもたち取りまく＜環境＞のすべてにおいて、大きな“危機”に瀕し、その荒波のなかで、向かうべき“方向”さえも見失っているのではないだろうか。このような＜現状＞において、その打開策についての＜唯一の手だて＞などは有

るはずもないだろう。しかしながら、子どもたちのこの荒廃した〈こころ〉に、何らかの〈て〉を差し伸べなければならないとしたら、それは“美しいものを”、“美しいことを”、そのままに“美しい”と感じ、受け止めるところから始めなければならないのではないか。そして〈学校教育における学校音楽〉において、その最も“あるべき姿”を追求する過程において、〈芸術＝音楽＝教育〉が如何にあるべきか。等の“研究・考察”を、積極的かつ強力に進めていくべきではないだろうか。

なお本稿においては、明治5年(1872年)の『学制』発布から、今日までの〈学校教育〉における音楽教育の歴史の変遷を〈制度〉を中心に概観、考察してきたが、当然ながらこれらの歴史において、多くの〈民間〉における、例えば「研究会」や「学会」或いは“民間の運動”や“企業が存在”等、これらの種々の〈動向〉〈働きかけ〉を、無視することはできないし、寧ろこれらの〈活動〉が、社会的、政治的な“動機”としての“背景”となって、一つひとつの〈改訂〉〈変革〉等が実現したといっても過言ではないだろう。したがってこれらの〈民間の力〉については、本稿の趣旨ではない故に割愛せざるを得なかったが、別稿で考察すべき〈重要な事柄〉と認識している。

主要参考文献等

- 永井道雄著 「近代化と教育」 東京大学出版会
 青柳善吾著 「本邦音楽教育史」 日本教育音楽協会
 山住正己著 「唱歌教育成立過程の研究」 東京大学出版会
 音楽之友社 「音楽教育研究」(1931年 2月号) 等
 々 「教育音楽」(1931年 1月号) 等
 々 「学校音楽」(1936年 8月号) 等
 々 「音楽芸術」(1946年 6月号) 等
 小松耕輔著 「戦争における教育音楽の諸問題」 音楽之友社
 北原白秋著 「新興童謡と児童自由詩」 岩波新書「日本文学」
 諸井三郎著 「音楽教育論」 音楽之友社
 小泉文夫著 「日本伝統音楽の研究」 音楽之友社
 木村信之著 「昭和・戦後音楽教育史」 音楽之友社
 泉 陽一著 「芸術教育としての音楽教育の確立」 音楽之友社
 渋谷 博著 「新しい音楽教育の実践—わらべうたを起点とする」 音楽之友社